

平成28年 第2回

長与町議会定例会会議録

平成28年 6月 7日開会

平成28年 6月16日閉会

長与町議会

平成28年第2回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成28年 6月 7日
本日の会議 平成28年 6月 7日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君
課長 補佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副町長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君 総務部長 荒木 重臣 君
企画財政部長 久保平敏弘 君 建設産業部長 緒方 哲 君
住民福祉部長 久松 勝 君 教育次長 帯田 由寿 君
健康保険部長 谷本 圭介 君 水道局長 木島 英利 君
会計管理者 谷本 清 君 建設産業部理事 松邨 清茂 君
水道局理事 吉田 邦彦 君 教育委員会理事 近藤 徳雄 君
秘書広報課長 青田 浩二 君 総務課長 山本 昭彦 君
契約管財課長 井川 勝信 君 地域安全課長 山口 功 君
政策企画課長 荒木 隆 君 財政課長 田中 一之 君
税務課長 荒木 秀一 君 収納推進課長 宮崎 伸之 君
土木管理課長 日名子達也 君 産業振興課長 中嶋 敏純 君
福祉課長 森川 寛子 君 こども政策課長 村田ゆかり 君
住民環境課長 栗山 浩二 君 健康保険課長 志田 純子 君
介護保険課長 辻田 正行 君 下水道課長 濱 伸二 君
教育総務課長 宮司 裕子 君 生涯学習課長 山口 利弘 君
農業委員会事務局長 森 省二 君

会議録署名議員

12番 山口 憲一郎 議員

13番 堤 理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時38分

平成28年第2回長与町議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年6月7日（火）
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	所信表明	
6	報告1	長与町国民保護計画の一部変更について	
7	報告2	平成27年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
8	報告3	平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
9	報告4	西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について	
10	30	長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
11	31	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
12	32	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
13	33	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
14	34	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて	
15	35	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
16	36	都市計画道路西高田線街路築造工事請負契約の締結について	
17	37	和解及び損害賠償の額を定めることについて	
18	38	平成28年度長与町一般会計補正予算（第1号）	
19	39	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
20	40	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	
21	請願1	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について	

平成28年第2回長与町議会定例会会期日程

◎ 会 期 6月7日(火) ～ 6月16日(木) 10日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
6	7	火	9:30	本会議	議長報告、行政報告、所信表明、報告事項 議案上程(提案理由説明)
					(議案調査) (全員協議会)
	8	水	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前) 饗庭議員・吉岡議員 (午後) 西岡議員・浦川議員・河野議員
	9	木	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前) 分部議員・堤議員 (午後) 安部議員・金子議員・安藤議員
	10	金	9:30	本会議	議案に対する質疑・採決(委員会付託以外の議案) 議案に対する質疑・付託(委員会付託議案)
	11	土	—	休 会	
	12	日	—	休 会	
	13	月	9:30	委員会	付託案件審査
	14	火	9:30	委員会	付託案件審査
	15	水	9:30	委員会	付託案件審査予備日 委員長報告取りまとめ
	16	木	9:30	本会議	委員長報告・採決(委員会付託議案)

◎ 一般質問

8 日	午前	饗庭 敦子 議員 ① 第9次総合計画について ② 教育行政について
		吉岡 清彦 議員 ① 2期目の取り組みについて
	午後	西岡 克之 議員 ① 中心市街地活性化に伴う諸問題について ② 本町の1次産業振興策について
		浦川 圭一 議員 ① PFI事業の活用について ② 滞納債権の徴収体制強化について
		河野 龍二 議員 ① 地震災害に対する備えについて ② 高齢者支援の拡大について
9 日	午前	分部 和弘 議員 ① 災害に強い町づくりについて ② 通学時の安全確保について
		堤 理志 議員 ① 高齢者の健康増進施策の拡充について ② 平和事業について ③ 地域コーディネーターについて
	午後	安部 都 議員 ① 新図書館について ② ブックスタートについて ③ 平和事業について
金子 恵 議員 ① 少子化対策について ② 子どもの貧困対策について ③ 環境美化の推進について		
		安藤 克彦 議員 ① 国民健康保険の広域化について ② ごみの減量化への取組について

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第2回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、このたびの熊本地方を中心としました地震で犠牲になりました多くの方々のご冥福をお祈りし、黙祷いたしたいと思います。ご起立をお願いします。

黙祷。

黙祷を終わります。ご協力ありがとうございました。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議則第127条の規定により、12番、山口憲一郎議員、13番、堤理志議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの10日間に決定いたしました。

日程第3、議長報告を行います。

議長報告であります。お手元に配付しましたとおりであります。

これで議長報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

みなさんおはようございます。

平成28年第2回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中にご出席をいただき誠にありがとうございます。

行政報告に入ります前に4月14日に発生いたしました熊本地震により犠牲となられた方に深く哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた皆様に対し衷心よりお見舞いを申し上げます。

町といたしましても、救援物資を被災地へ届けました他に職員を現地へ派遣しておりますが、詳細につきましては行政報告の中でご説明をさせていただきます。

それでは、3月から5月にかけての主要なものにつきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに3月13日に今年で3回目となる交流人口の増加と長与町のPR、地域の活性化を目的といたしました長与町シーサイドマルシェを開催いたしました。

町内外から67店舗の参加をいただき、来場者は5,500人を超えるにぎわいで成功裏に終了することができました。

また、同日には消防団員が活動しやすい環境をつくるために、長与町消防団第6分団格納庫を長与ふれあいセンター駐車場横に建設をしており、工事が完了したことに伴いまして、落成式を執り行っていただいております。今後とも町民の生命、財産を守るために、防火水槽の建設や機材の整備を順次進め、消防設備の充実を図ってまいりたいと思っております。

4月に入りまして、14日に自治会長会、保健環境連合会の総会が開催され、26名の皆さんが新しく自治会長に就任されております。

熊本地震発生直後の翌15日から25日までの11日間、熊本地震にかかる応援給水派遣といたしまして、日本水道協会九州支部の要請を受けまして、延べ9名の職員と給水車1台を熊本県御船町へ派遣いたしまして、給水活動を行っております。

また、21日から5月3日までの13日間、長崎県の要請を受け避難場の運営に職員2名を菊池市へ、5月には、19日から25日までの7日間、健康相談、健康チェック及び避難所の衛生対策に保健師を含む2名の職員を宇城市へ派遣をしております。

また、4月の21日から26日の6日間、救援物資を町民の皆様から募集いたしましたところ、段ボール370箱分の食料品や日用品などをお寄せいただいております。衷心より感謝を申し上げる次第でございます。お寄せいただいた救援物資につきましては、28日に宇土市へ届けさせていただきます。

26日には、長与町自主防災組織連絡協議会を開催いたしまして、今年度は、上平自治会と下平自治会におかれまして、平木場自主防災組織を組織化いただいております。町内の自主防災組織は43組織となっているところでございます。

5月に入りまして、6日に長崎県町村会全員協議会が開催され、28年度の町村会の政務活動方針を決定をしております。

9日には、長崎市・長与町・時津町、連携協議会会議におきまして、連携中枢都市圏の形成を行ううえで、地域活性化や住民のメリット、行政の効率化、国の財政支援の活用などにつきまして、連携中枢都市圏を目指す意義と今後の取り組みなどにつきまして、協議をしまして確認を行ったところでございます。

11日には、ねんりんピック長崎2016長与町実行委員会第2回総会におきまして、各専門委員会での決定事項の承認と本年度の事業計画等を協議いただいております。実行委員会といたしましては、本町で開催いたします交流大会への成功に向けて、関係機関や関係団体と協議を重ねながら、万全の準備を進めているところでございます。

21日には、地方創生事業により、まんてん横に建設された農産物加工場の落成式を執り行っていただいております。

また、この行政報告には記載しておりませんが、4月、5月と各種団体の多くの総会があつておまして、日程の調整がつく限り出席をさせていただいておるところでございます。その他にお手元に配付のとおり、多くの会議、事業等があつております。

次に載せております5,000万円未満の入札結果報告書とあわせましてご参照いただければと存じます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、所信表明の発言を許します。

吉田町長。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

通常、所信表明はペーパーをもらつてみたいですけど、私の所に手元にないんですが。

○議長（内村博法議員）

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じまして、50分まで休憩いたします。9時50分まで休憩いたします。

（休憩 9時40分～9時50分）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第5、所信表明の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

大変失礼をいたしました。

平成28年第2回長与町議会定例会の開会にあたり、所信表明の機会をいただきありがとうございます。

2期目の町政運営につきまして、私の基本的な考え方を述べさせていただき、議員各位をはじめ広く町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

同時に町長選挙が無投票という結果ではありましたが、2期目に向けて気持ちを新たに、課せられた使命の大きさと職責の重さを厳粛に受け止め、町民の皆様の声に謙虚に耳を傾けながら、町政発展のために全力を尽くしていくことをここにお約束申し上げます。

さて、私は1期目の4年間でございますが、町長就任以前にお示しました5つ提言と毎年度の施政方針のもと、行財政改革を推し進め、住んで良かったまちづくりに取り

組み、幸福度日本一の長与町をつくるための施策を進めてまいったところでございます。

2期目につきましても、1期目の実績の上に立った上で、引き続き行財政改革を加速化させ、今後の課題であります少子化と高齢化に備えまして、「子育て」「教育」「介護」の3点をキーワードといたしまして、「幸福度日本一のまち」を目指してまいりたいと思っております。

方向性を見極め、成長を続ける長与のまちづくりをさらに充実させるため、本年からの第9次総合計画の実現と合わせ、次のお約束をさせていただきます。

まず、機能的で魅力と活力にあふれた「まち」を目指して、榎の鼻土地区画整理事業の完成に伴う交通ネットワークのさらなる充実やオリーブなどを活用いたしました新たな特産品としてのブランド化の支援など地場産業の育成と活性化を推進してまいります。

前期では、長与町コンパクトシティ構想の実現へ向けての第一歩としまして、中央商店街一帯と榎の鼻土地区画整理事業における商業施設との共存共栄を目指し、動線確保のために、役場前の橋梁の整備に取りかかりました。今後は、組合施行で進められております、榎の鼻区画整理事業の完成によりまして、住民要望の高い、買い物ができる店舗数の確保や雇用の場の増加といった改善がはかれるようになります。交通網につきましても、榎の鼻を結節点にさらに交通体系の整備・充実を図ってまいります。加えて高田南土地区画整理事業におきましても、早期完成に向けた道筋を立てていければと思っております。

先の議会で、土地の先行取得をさせていただきました図書館建設につきましては、財政状況を勘案し関係各位の意見も踏まえ、できるだけ早い時期に長与町サイズの図書館として検討をしてまいります。

また、農水産品等の直売店「まんてん」に隣接しました農産加工施設（長与カラフル）もできあがり、6次産業化をはじめ、新たにオリーブのブランド化も進めてまいります。

次に、安心してずっと暮らせる「まち」を目指して、長与町の特徴でもありますスポーツを通じた健康づくりを進め、町内の医療・介護・福祉・スポーツ等の関係機関や大学等の研究機関と連携を図りながら、高齢者を始め、すべての町民の皆様が自分らしく健康で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

前期では、シーサイドパークの造成や駐車場・体育施設・総合グラウンドの整備が終了し各種運動競技の拠点もできあがりしました。幅広い年齢層の様々な目的にあった生涯スポーツの普及促進に取り組み、生きがいや健康づくりの意識の高揚を図ってまいります。

高齢者福祉では、地域包括ケアの充実、そして健康づくりのためのスポーツ施設や集えるサロンや生き甲斐づくりにも力を入れた施策を展開してまいります。

特に、今年はねんりんピックを控えておりますので町民一体となって、長与町ならではのおもてなしの心で大会を盛り上げていきたいと思っております。

子育てに関しましては、これまで、町民の高い意識のもとにボランティア活動にも取り組んでいただき、子育ての環境や支援の県内アンケートの満足では高い評価をいただき、また、教育部門でも教育関係者や自治会関係者の皆様のご努力で「教育のまち長与」として育てて頂きました。

これからも、こどもを育てたくなる「まち」を目指して、子育て環境の充実を図るための子育て支援策を実施し、さらに妊娠から子育て、学校教育までの環境の整備を図り、図書館やコミュニティセンターなどの教育文化施設の充実を図ってまいります。

また、「幸福度日本一のまち」の実現に不可欠な公共施設等総合管理計画につきましても、建物等の診断、カルテの作成、データベース化等、必要な作業を計画的に進めてまいります。

この他に就任以来続けております直接住民の皆様のご意見をお聞きする「ほっとミーティング」の開催や「まちづくり提案箱」の設置、毎月の第2・第4土曜日午前中の開庁業務、結婚相談事業、農業支援センターなども、それぞれ定着してきておりますほか、「長与シーサイドマルシェ」におきましても、新たな長与町のイベントのひとつとして盛況を呈しておりますので、引き続き取り組みを進めてまいりたいと思っております。

今後とも、町政の推進にあたりましては、町政の最大の目的であります町民皆様の幸せな生活の実現を目指しまして、職員全員と力を合わせて邁進してまいります。

ここに所信の一端を申し上げ、議会をはじめ町民皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴、誠にありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

これで、所信表明を終わります。

日程第6、報告1、長与町国民保護計画の一部変更についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告第1につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

おはようございます。それでは、報告1、長与町国民保護計画の一部変更についてご報告いたします。

平成19年3月に作成しました長与町国民保護計画につきまして、平成27年度中に一部変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告するものでございます。

今回の変更は、長崎県国民保護計画変更に伴う修正、国の行政機関の一部修正及び気

象データなどの年次データの更新で、変更箇所につきましては、新旧対照表に朱文字で記載しておりますので、ご参照下さい。以上で報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

日程第7、報告2、平成27年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告第2につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

それでは、報告2、平成27年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたします。

先の3月定例会で議決を頂きました、補正予算第4号及び第5号の繰越明許費8件、合計5億4,460万7,000円に対しまして、翌年度繰越額は、地方公共団体セキュリティ強化対策事業以下8件、合計4億8,739万2,000円でございます。

翌年度繰越額の財源内訳は、国県支出金2億5,120万4,000円、地方債1億7,170万円、一般財源6,448万8,000円となっております。

また、未収入特定財源の国県支出金の内訳につきましては、すべて国庫支出金となっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

日程第8、報告3、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告第3につきましては、所管より報告させていただきます。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

おはようございます。それでは、報告3、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

平成27年度の繰越明許費は、1款土木費、1項都市計画費の高田南土地区画整理事業、限度額2億9,000万円に対し、翌年度繰越額2億4,407万3,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、国県支出金1億5,231,000円、その他1億3,88

4万2,000円でございます。

繰越の主な内訳としては、工事2件となっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

日程第9、報告4、西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告第4につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

それでは、報告をさせていただきます。

報告4、西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出し報告いたします。

書類の内容は、平成28年度予算及び平成27年度決算となっております。

まず、平成28年度予算について概要を説明いたします。1ページをお開きください。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額として、収益的収入の合計を66万1,000円、収益的支出の合計を75万8,000円と定めております。

2ページをお開きください。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額として、資本的収入の合計を226万3,000円、資本的支出の合計を242万1,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額15万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものと定めております。

第4条では、短期借入金の限度額、第5条では、予算の弾力運用について定めております。

予算に関する説明書につきましては、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、平成27年度決算につきまして、概要を説明いたします。

決算諸表の1ページをお開きください。

平成27年度における公社の事業活動の結果、年度末における事業用資産は、面積1万4,523.61平方メートル、金額12億983万3,919円となっております。

また、11万4,613円の利益が生じたので、準備積立金の合計は、218万5,633円となっております。

2ページには、主な処理事項、3ページには、理事会及び監事会開催状況と役職員に関する事項を記載しております。

4ページの貸借対照表では、資産合計と負債資本合計がそれぞれ12億1,709万4,277円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は、718万5,633円

となっております。

5 ページの財産目録には、資産及び負債の内訳を記載しております。

6 ページの損益計算書では、収益から費用を差し引いた当期純利益が11万4,613円となっております。

7 ページのキャッシュフロー計算書では、事業活動、投資活動、財務活動に係る現金の流れにより、今期の現金及び現金同等物増加額が10万6,563円で、期末残高では223万358円となっております。

次に、添付している附属証明書の中で長与町に係る土地の変動について説明いたします。2 ページ、3 ページの事業用資産明細表でございます。長与町分の当期増加高では、支払利息3件の合計、334万4,007円が増加しております。当期減少高の内訳として、高田南土地地区画整理事業及び長与町ふれあいセンター等整備事業用地で、面積851.99平方メートルの町の買い戻しに係る減少と土地の貸付に係る使用料等の充当分による減少があり、長与町合計で7,077万8,445円の減少となっております。

したがって、長与町分の期末残高の合計は、面積が1万4,046.17平方メートル、用地費と支払利息合わせて11億7,113万4,332円となっております。以上で、書類の説明と報告を終わります。以上です。

○議長（内村博法議員）

議題に入るに先立ちまして、お手元に配付されました資料について、差しかえの説明の申し出がっておりますので許可いたします。

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

おはようございます。議員の皆様にお配りいたしました議案の参考資料に誤りがありましたので、誠に申しわけございませんが差しかえをお願いいたします。

差しかえをお願いいたしますのは、議案第36号都市計画道路西高田線街路築造工事、請負工事の締結について参考資料の契約書分でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

日程第10、議案第30号、長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

日程第11、議案第31号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

日程第12、議案第32号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

日程第13、議案第33号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

日程第14、議案第34号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)の専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案につきまして、提案理由の説明をお願いします。
吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは議案第30号から第34号までの提案理由をご説明いたします。

これらの議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案第30号から第33号までは、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴う条例改正でございます。

はじめに、議案第30号、長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

主な改正内容は、経済の好循環を確実なものとするため、成長志向の法人税改革の一環として、法人町民税の法人税割について所要の措置を講ずるもの、また、軽自動車税に環境性能割を導入するなど、車体課税の見直しのための税制上の措置でございます。

専決処分書の1ページをお開きください。

第1条は、長与町税条例の一部改正です。第18条の3の改正は、軽自動車税の納税証明に関して、軽自動車税を種別割に改めるものでございます。

第19条の改正は、税金及び納入金に係る延滞金についての規定の整備でございます。

第34条の4は、法人町民税法人税割の税率の引き下げの改正でございます。

第43条、第48条及び第50条は、個人町民税、法人町民税に係る延滞金についての規定への改正でございます。

第51条は、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴う、個人町民税の減免申請書についての規定の整備でございます。

第56条及び第59条は、独立行政法人労働者健康福祉機構の名称変更に伴う規定の整備でございます。

3ページの第80条から6ページの第91条までの改正は、軽自動車税のみならず課税及び環境性能割の新設に伴う規定の新設、日本赤十字社が所有する軽自動車税の非課税の範囲の規定の改正、軽自動車税を種別割に改める規定の整備等でございます。

第139条の3は、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴う、特別土地保有税の減免申請書についての規定の整備でございます。

附則第6条は、医療費控除の特例に関する改正でございます。

附則第10条の2は、固定資産税に係るわがまち特例の割合を定める規定の改正でございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額に関する規定の整備でございます。

7ページの附則第15条の2から附則第15条の6までの改正は、軽自動車税の環境性能割の新設による規定の新設でございます。

8ページから9ページ中段までの附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長及び環境性能割の導入に伴う名称変更等の規定の整備でございます。

9ページ下段の第2条は、平成26年の長与町税条例等の一部を改正する条例の一部改正です。同条例に改正した現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

10ページの第3条は、平成27年の長与町税条例等の一部を改正する条例の一部改正です。同条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

11ページの中段の附則でございますが、第1条では、本条例は平成28年4月1日から施行することとしています。ただし、例外について各号で規定をしております。

12ページの第2条では、町民税に関する経過措置、第3条では、固定資産税に関する経過措置、13ページの第4条では、軽自動車税に関する経過措置について、それぞれ規定しております。

続きまして、議案第31号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は固定資産税の納税義務者などの対象条項追加に伴う条例の改正でございます。

附則第13項は、規定の条文整理でございます。下段の法附則第15条第42項の条項で定める割合は、わがまち特例の割合を定める条文の改正でございます。

附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。第2項、第3項については、都市計画税条例の経過措置について規定しております。

続きまして、議案第32号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額（医療分）の限度額及び後期高齢者支援金分の限度額をそれぞれ2万円引き上げるものでございます。これにより国民健康保険税の課税限度額は総額89万円となります。

次に、低所得世帯に対する支援として実施している保険税軽減措置について、その対象世帯を拡大するため、軽減世帯の所得基準額を改正するものでございます。

それでは、条ごとに説明をいたします。

第2条第2項につきましては、基礎課税額を52万円から54万円に改め、同条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額を17万円から19万円に改めるものでございます。

第21条につきましては、第2条と同様、課税限度額の改正に係るものでございます。次に、同条第2号は5割軽減に関する規定でございますが、軽減対象となる所得基準額

を被保険者1人につき26万円から26万5,000円に引き上げるものでございます。次に、同条第3号は、2割軽減に関する規定でございますが、軽減対象となる所得基準額を被保険者1人当たり47万円から48万円に引き上げるものでございます。この改正によりまして、低所得世帯に対する保険税軽減の対象世帯が拡大されることとなります。最後に附則でございますが、第1項におきまして施行期日を、第2項におきまして適用区分を規定しております。

次に、議案第33号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、平成28年第1回定例会の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のうち、長与町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に係る部分につきましては、固定資産台帳の価格に対する不服申し立てを行う場合の手續規定などを追加で整理したものでございます。これは、地方税法等の一部を改正する等の法律により、規定の整備が行われたことによるものでございます。施行期日は平成28年4月1日でございます。

次に、議案第34号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

平成27年度の長与町国民健康保険特別会計におきまして、歳入が48億6,511万1,158円、歳出が49億7,178万4,577円、結果、1億666万9,299円の不足となりましたので、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、平成28年度長与町国民健康保険特別会計から平成27年度長与町国民健康保険特別会計に繰上充用するために、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億667万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億170万7,000円とし専決処分したものでございます。

それでは、予算書の2ページをお願いいたします。

歳入の9款2項基金繰入金につきましては、平成27年度長与町国民健康保険特別会計が1億666万9,299円の歳入不足のため、平成28年度長与町国民健康保険特別会計から繰上充用を行うため、財政調整基金を取り崩し1,350万円の繰り入れを行ったものでございます。

次に、11款3項雑入につきましては、歳入欠かん補填収入といたしまして9,317万円を計上いたしております。

次に、歳出の13款1項前年度繰上充用金は、平成27年度国民健康保険特別会計の不足分を補てんするために、1億667万円を計上いたしております。

次に、歳入不足になった要因をご説明をいたします。

1点目は、県調整交付金の見込み額と実績額の差が挙げられます。昨年度の普通調整交付金は、およそ1億9,000万円でしたので、今年度も昨年度同様に申請をし、当初の決定額が昨年度より1,700万円ほど多い状況でしたので、最終見込み額をおよ

そ2億800万円と推計いたしておりました。しかしながら、最終的には1億7,300万円の確定額となってしまう、およそ3,500万円の差が出ております。

県調整交付金は、国調整交付金の決定内容に基づき調整率が決まりますので、予測が非常に難しい状況にあります。

2点目は、退職者被保険者の療養給付費交付金の見込み額と実績の差が上げられます。1月末までの実績で交付額を推計いたしまして、3月の補正で8,600万円余り減額をし、1億7,100万円としておりましたけれども、1億5,300万円の交付となり、1,800万円の差が出ております。

3点目は、保険給付費の伸びが挙げられます。療養諸費と高額医療費の合計が平成26年度は30億2,967万円、平成27年度の見込み額は30億8,267万円となり、およそ5,300万円増加をしておりました。また、国からの療養給付費負担金についても、算定月と一般療養給付費の支払い時期の差があります。

具体的に申し上げますと、3月から10月までの療養給付費等は月平均2億3,900万円でしたが、11月から2月までの月平均は2億5,500万円と大きく伸び、それまでの平均から推計した見込み額からおよそ6,000万円の増額となっております。

療養給付費の伸びに対して、療養給付費負担金等の国庫負担が措置されますが、算定月は3月診療月から10月診療月までの実績であるため、医療費が伸びた11月以降の給付費は含まれておらず、見合っただけの国庫負担金が入っていない状況にあります。

なお、11月以降伸びた医療費に対する国庫負担金は、次年度の歳入に反映される見通しとなっております。

今後の改善策でございますが、国保会計は、歳入の多くを国や県からの補助金・交付金に依存をしており、交付額をより正確にするために、県や各関係団体との連携を深め、補助金・交付金情報についての共有を図り、制度の高い推計を行ってまいります。また、今年度から税率の改正を行いましたが、厳しい状況は続きます。今後は、部局間の連携を強め、収納率の向上を図ります。また、本年度途中から開始される予定の保険者努力支援制度は、指標の達成率などにより国交付金が措置されるため、更に事業展開をしてまいります。また、平成29年度以降の健全な財政運営を目指し、年度上半期までの収納状況等から年度収支の予測を行い税率改定の可能性につきましても検討していきたいと考えております。以上が議案の主な内容でございます。ご承認のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

日程第15、議案第35号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

日程第16、議案第36号、都市計画道路西高田線街路築造工事請負契約の締結について。

日程第17、議案第37号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

日程第18、議案第38号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第1号）

日程第19、議案第39号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第20、議案第40号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題しております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第35号から第40号までの提案理由をご説明いたします。

まず、議案第35号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第28条は、建築基準法施行令の一部改正により、4階以上の特別非常階段に係る規則が合理化されたことによるものでございます。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項につきましては、いずれも保育士の数の算定に当たって准看護師を対象とする特例が設けられたことによるものでございます。

附則第6条から第9条につきましては、保育士の配置要件の緩和について、保育士とみなせる者の数の要件を明確化するために追加するものでございます。

なお、本条例の施行日は、公布の日を予定しております。

次に、議案第36号、都市計画道路西高田線街路築造工事請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の入札につきましては、長与町建設工事執行規則に基づき18社を指名し、5月26日に入札会を実施いたしました。

その結果、株式会社ウエノが2億6,254万5,840円で落札をいたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要といたしましては、町道並松線と都市計画道路西高田線の交差部付近から町道西高田・日当野線との交差部付近までの工事延長305メートルを整備するもので、掘削工2万8,600立方メートル、ブロック積工72メートル、排水工430メートル、立入防止柵370メートル及び起終点分の取付道路整備を行うものであります。

今回落札しました株式会社ウエノ資本金は2,000万円となっております。

工期につきましては、平成28年6月17日より平成29年3月30日までの間を予

定しております。

なお、別紙参考図面といたしまして、平面図を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

次に、議案第37号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

説明に先立ちまして、今回の事故により負傷された方及びご家族の方々に対し、深くお詫びを申し上げます。

本議案は、町が管理しております中尾城公園の公園施設スパイラルスライダーにおいて、遊戯中に事故が発生し、その和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、相手方との間でほぼ両者合意に達しましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお損害賠償の相手方は未成年であるため、氏名を「A」として記載をしております。

事故の概要は、平成27年7月19日、中尾城公園内の公園施設スパイラルスライダーで、Aが通常の用法に従い遊戯中、出口手前の直進付近で速度が上がったため、速度を下げようとスパイラルスライダーの側面に左足を押し当て、左足を骨折したものでございます。

和解の内容は、町は、町が管理してる施設におきまして、怪我をされた「A」に対し403万1,110円の額の損害を賠償し、Aは、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、町とAの間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

次に、議案第38号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。予算書の1ページお願いいたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億2,625万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を123億3,298万2,000円とするものでございます。補正の主な内容につきましては、2ページからの「第1表歳入歳出予算補正」によりご説明を申し上げます。

歳入の13款国庫支出金では、保育対策総合支援事業、住宅性能向上リフォーム支援事業、3世代同居・近居促進事業に係る補助金の計上及び学校施設環境改善交付金の不採決による減額分を計上いたしております。

14款県支出金では、長崎県3世代同居・近況促進事業補助金及び学力向上のための非常勤講師等配置支援事業補助金を計上。

17款繰入金では、財源調整のための財政調整基金の繰入金と教育振興基金繰入金を計上いたしております。

19款諸収入では、一般コミュニティ助成金を計上。

20款町債では土地区画整理事業、街路事業に係る充当起債のほか、小型動力ポンプ付積載車購入及び中学校施設整備事業、防犯灯LED化事業に係る充当起債を計上いた

しております。

続いて、3ページの歳出の主なものご説明をいたします。

2款総務費では、既存防犯灯のLED化に係る経費、滞納整理システム改修に係る電算システム運用開発委託料及びコミュニティ助成事業補助金、ふるさと納税推進に係る経費を計上。

3款民生費では、避難行動要支援者名簿作成に係る経費、3世代同居・近況促進事業に係る補助金及び保育所等における業務効率化推進事業に係る補助金を計上いたしております。

4款衛生費では、育児休業等代替職員賃金、7款商工費では、店舗リフォーム助成金を、8款土木費では、長与町土地区画整理事業特別会計繰出金及び住宅性能向上リフォーム支援補助金を計上いたしております。

9款消費費では、小型動力ポンプ付積載車購入に係る経費を計上。

10款教育費では、文化協会創立40周年記念事業に係る補助金及び町民文化ホール改修工事費などを計上いたしております。

続きまして、4ページからの第2表地方債補正では、土地区画整理事業、街路事業、消防施設整備事業、中学校施設整備事業の限度額を変更し、新たに地域活性化事業を追加分としてお願いをいたしております。

以上が、補正予算（第1号）の主な内容でございます。議案のあとに、平成28年度長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付いたしておりますので、ご参照をお願いします。

次に、議案第39号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,849万3,000円を減額しまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ50億8,321万4,000円とするものでございます。

それでは歳入についてご説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。

6款県支出金、2項県補助金につきましては、長崎県調整交付金の適正賦課及び収納率向上特別対策事業としまして150万7,000円を計上いたしております。

10款繰越金、1項繰越金は、平成27年度の繰越額がないため、現計予算との差額2,000万円の減額を計上いたしております。

次に歳出について説明をいたします。3ページをお開きください。

1款総務費、2項徴税费につきましては、本年4月の機構改革による徴収業務一元化に伴う事務の効率化のため、滞納整理システムの改修事業費として、国保関係分の費用150万7,000円を計上いたしております。

9款基金積立金、1項基金積立金につきましては、平成27年度繰越額の減額により歳入予算額が減額されますので、2,000万円の減額を計上いたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお説明資料といたしまして、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

次に、議案第40号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億4,977万円を追加いたしまして、補正後の総額を7億9,348万8,000円とするものでございます。

それでは歳入につきましてご説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。

まず1款1項国庫補助金1億8,460万8,000円、次に2款1項県補助金3,497万7,000円、次に3款1項一般会計繰入金1億3,018万5,000円を国庫補助金の内示に伴い追加するものでございます。

続きまして、歳出について説明をいたします。3ページをお開きください。

1款1項都市計画費を3億4,977万円追加いたしております。これは歳入でご説明いたしました国交補助金の内示に伴い、高田南土地区画整理事業における県への委託金を増額するものでございます。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付いたしておりますので、ご参照願います。以上が議案第35号から第40号までの主な内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

日程第21、請願1号、小人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本請願は、お手元に配付した請願陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託しましたので報告いたします。

なお、陳情につきましては、お手元に配付しました請願陳情文書表のとおり、1件で、参考配付といたしております。

これにて、本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 10時38分）